

各業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

宅地建物取引業法施行令の一部改正について

令和 7 年 5 月 30 日に、下記 1. のとおり森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 48 号。以下「法」という。）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日に施行される。これに伴い、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 367 号）において、宅地建物取引業法施行令（昭和 39 年政令第 383 号）について下記 2. のように改正を行い、法の施行と同日の令和 8 年 4 月 1 日に施行される。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われない。

記

1. 改正森林法の内容（宅地建物取引業法施行令関係）

法による改正後の森林法第 10 条の 11 の 9 の規定により、森林所有者等及び施設所有者等は、市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施のために必要な施設の設置又は維持運営に関する事項（施業施設協定の目的となる森林の区域及びその面積並びに施業施設の位置、施業施設の設置又は維持運営に関する事項、施業施設協定の有効期間、施業施設協定に違反した場合の措置）を定めることができることとする協定（施業施設協定）を締結できることとされた。

2. 宅地建物取引業法施行令の改正点

宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 2 号においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者に宅地建物取引業法施行令第 3 条各項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けている。

法による改正後の森林法第 10 条の 11 の 9 第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 10 条の 11 の 6 において、施業施設協定は、その協定の公示等のあった後

において、当該協定に係る施設等の所有者等となった者に対しても効力があるとする規定が設けられたところ、協定期間内は建物等の利用等が制限されることを踏まえ、当該条項を宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加する改正を行った。